

特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第25号

特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定に関する規則の一部を改正する規則

特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定に関する規則（昭和60年岩手県規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「政令」という。）第25条の4第2項及び第16項並びに第39条の7第9項及び第11項の規定による認定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定民間再開発事業認定の申請)</p> <p>第2条 政令第25条の4第2項又は第39条の7第9項の規定による認定（以下「特定民間再開発事業認定」という。）を受けようとする者は、特定民間再開発事業認定申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 本事業の施行地区内にある都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設又は同法第12条の5第2項に規定する地区施設の位置及び規模を表示した縮尺1000分の1以上の図面</p> <p>(8) 本事業の施行地区が都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区の区域（同法第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域内にある区域を除く。）内である場合には、同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画の写し及び建築基準法第68条の2第1項の規定による条例の写し</p> <p>(9) [略]</p> <p>(地区外転出事情認定の申請)</p> <p>第3条 政令第25条の4第16項又は第39条の7第11項の規定による認定（以下「地区外転出事情認定」という。）を受けようとする者は、地区外転出事情認定申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 政令第25条の4第16項第1号に規定する事情によるもの</p> <p>の<u>にあつては、戸籍謄本、住民票、身体障害者手帳その他</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「政令」という。）第25条の4第2項及び第16項の規定による認定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定民間再開発事業認定の申請)</p> <p>第2条 政令第25条の4第2項の規定による認定（以下「特定民間再開発事業認定」という。）を受けようとする者は、特定民間再開発事業認定申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 本事業の施行地区内にある都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設又は同法第12条の5第2項第1号に規定する地区施設の位置及び規模を表示した縮尺1000分の1以上の図面</p> <p>(8) 本事業の施行地区が都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区の区域（同法第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域内にある区域を除く。）内である場合には、同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画の写し及び建築基準法第68条の2第1項の規定による条例の写し</p> <p>(9) [略]</p> <p>(地区外転出事情認定の申請)</p> <p>第3条 政令第25条の4第16項の規定による認定（以下「地区外転出事情認定」という。）を受けようとする者は、地区外転出事情認定申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 地区外転出事情認定を受けようとする者のうち、政令第25条の4第16項に規定する個人又は当該個人と同居を常</p>

申請者等が老齢であり、又は身体上の障害があることを証する書類

(2) 政令第25条の4第16項第2号又は第39条の7第11項に規定する事情によるものにあつては、従前の事業に係る許可証又はその写し、登記事項証明書その他従前の事業の概要を記載した書類

様式第1号（第2条関係）

[略]	[略]
租税特別措置法施行令第25条の4第2項（第39条の7第9項）の規定により、特定民間再開発事業の認定を申請します。	
[略]	

[略]

様式第2号（第3条関係）

[略]	[略]
租税特別措置法施行令第25条の4第16項（第39条の7第11項）の規定により、地区外転出事情の認定を申請します。	
[略]	
地区外転出事情の内容	該当条文 租税特別措置法施行令第 条第 項第 号（租税特別措置法施行規則第 条第 項第 号）
[略]	[略]
[略]	

[略]

様式第3号（第6条関係）

[略]

下記の事業は、租税特別措置法施行令第25条の4第2項（第39条の7第9項）に規定する特定民間再開発事業として認定したことを証する。

[略]

様式第4号（第6条関係）

[略]

下記の者は、租税特別措置法施行令第25条の4第16項（第39条の7第11項）に規定する地区外転出事情があるものとして認定したことを証する。

[略]

1 [略]

2 地区外転出事情該当条項

租税特別措置法施行令第 条第 項第 号（租税特別

況とする者（次号において「申請者等」という。）の住民票の写し

(2) 申請者等に身体上の障害がある場合にあつては、身体障害者手帳の写しその他のその事実を証する書類

様式第1号（第2条関係）

[略]	[略]
租税特別措置法施行令第25条の4第2項の規定により、特定民間再開発事業の認定を申請します。	
[略]	

[略]

様式第2号（第3条関係）

[略]	[略]
租税特別措置法施行令第25条の4第16項の規定により、地区外転出事情の認定を申請します。	
[略]	
地区外転出事情の内容	該当条項
[略]	[略]
[略]	

[略]

様式第3号（第6条関係）

[略]

下記の事業は、租税特別措置法施行令第25条の4第2項に規定する特定民間再開発事業として認定したことを証する。

[略]

様式第4号（第6条関係）

[略]

下記の者は、租税特別措置法施行令第25条の4第16項に規定する地区外転出事情があるものとして認定したことを証する。

[略]

1 [略]

2 地区外転出事情該当条項

措置法施行規則第 条第 項第 号)

3～6 [略]

[略]

3～6 [略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。